

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金・下水道使用料の減免についてよくあるご質問と回答】

Q1 誰でも減免を受けられますか？何か手続きは必要ですか？

A1 仙台市水道局と契約のあるお客さまは、個人・事業者を問わず、この度の水道の基本料金・下水道の基本使用料減免の対象となります。なお、お客さまからのお手続きは不要です。

(管理会社等に水道料金をお支払いいただいているお客さまは Q2 をご覧ください。)

Q2 マンション・アパート等の集合住宅に住んでおり、水道料金等は管理会社に支払っています。水道料金等の減免はどうなりますか？

A2 水道料金等を仙台市水道局ではなく管理会社等にお支払いの場合、仙台市水道局は管理会社等と契約をしておりますので、集合住宅全体の水道料金等を管理会社等へ請求しお支払いいただいております。

この度の減免は、集合住宅全体の水道料金等から水道の基本料金・下水道の基本使用料を差し引いた上で、管理会社等にご請求させていただきます。

Q3 集合住宅を管理していますが、今回減免される水道料金等を入居者の方々へ請求する際に気を付けることはありますか？

A3 仙台市水道局からご請求する際には、令和2年7月・8月検針分の水道の基本料金・下水道の基本使用料を減免した金額で請求いたします。入居者の方々へ水道料金等をご請求される際には、この点にご留意いただくようお願いいたします。

Q4 今回の減免では水道料金等の全額が減免になるのですか？

A4 この度の減免は水道の基本料金・下水道の基本使用料（日割計算されるものについては、その日割りの金額。）を減免するものです。使用水量に応じてかかる水道の従量料金・下水道の超過使用料はお支払いいただくこととなります。

Q5 地下水等を使用しているため上水道は使用していませんが、下水道は使用しています。減免となりますか？

A5 下水道使用料のうち、基本使用料（2か月分税込 1,546円。ただし、日割計算されるものについては、その日割りの金額。）が減免となります。なお、特段の手続きは不要です。詳しくは建設局業務課業務係（022-214-8337）へお問い合わせください。

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金・下水道使用料の減免についてよくあるご質問と回答】

Q6 公設浄化槽を使用しており、下水道は使用していません。公設浄化槽の使用料は減免となりますか？

A6 公設浄化槽の利用者は、下水道基本使用料相当額（2か月分税込1,546円。ただし、日割計算されるものについては、その日割りの金額。）が減免となります。なお、特段の手続きは不要です。詳しくは建設局業務課業務係（022-214-8337）へお問い合わせください。

Q7 減免後の金額はどうしたらわかりますか？

A7 減免の対象となる7月または8月検針の際にお届けする「水道ご使用水量等のお知らせ(検針票)」の「今回ご使用料金(予定額)」欄に減免額を差し引いた金額を記載いたします。